

兵庫県公報

平成30年11月6日 火曜日 第3052号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課） | 2 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 2 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同） | 3 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同） | 3 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 4 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） | 4 |
| ○救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課） | 5 |
| ○救急病院の認定（同） | 5 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 6 |
| ○国土調査の成果の認証（同） | 8 |
| ○家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課） | 8 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 8 |
| ○同 上（同） | 9 |
| ○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 10 |
| ○公共測量が終了した旨の通知（同） | 11 |
| ○同 上（同） | 11 |
| ○同 上（同） | 11 |
| ○阪神間都市計画公園事業の認可（公園緑地課） | 11 |
| ○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課） | 12 |
| ○重要調整池に係る検査の結果（西播磨県民局） | 12 |
| 公 告 | |
| ○平成30年度兵庫県葉事功労者表彰（葉務課） | 13 |
| ○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 13 |
| ○同 上（同） | 14 |
| ○同 上（同） | 15 |
| ○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同） | 15 |
| ○同 上（同） | 16 |
| ○同 上（同） | 17 |
| ○同 上（同） | 17 |
| ○同 上（同） | 18 |
| ○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 18 |
| ○同 上（同） | 24 |
| ○同 上（同） | 30 |
| ○同 上（同） | 32 |
| ○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課） | 37 |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 38 |
| ○同 上（同） | 38 |

| | |
|---------------------|----|
| ○ 同 上 (同) | 38 |
| ○ 同 上 (同) | 39 |
| ○ 同 上 (同) | 39 |
| ○ 入札公告 (管理課) | 39 |
| ○ 同 上 (但馬県民局) | 42 |
| ○ 同 上 (同) | 44 |
| ○ 同 上 (同) | 46 |
| ○ 同 上 (同) | 49 |
| 教育委員会公告 | |
| ○ 入札公告 | 51 |
| ○ 同 上 | 53 |
| ○ 同 上 | 56 |
| ○ 同 上 | 58 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告 | 61 |
| ○ 同 上 | 63 |

告 示

兵庫県告示第952号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|---------------------------|------------|
| リズム薬局 | 芦屋市若宮町4-8-112 | 平成30年10月1日 |
| 安井外科形成外科皮膚科 | 伊丹市伊丹1-13-54 | 同 年9月1日 |
| 宇都宮歯科医院 | 同 市北野1-78 竹林館202 | 同 月21日 |
| まつもと歯科医院 | 同 市千僧6-190-2-1階 | 平成30年10月1日 |
| 澤田歯科医院 | 豊岡市千代田町9-41 | 同 年9月1日 |
| もりわきクリニック | 西脇市上野88 | 同 年10月1日 |
| ひとみ薬局 | 同 市上野24-1 | 同 |
| 仁川眼科医院 | 宝塚市仁川北2-7-1-202 | 平成30年9月1日 |
| スギ薬局宝塚中山店 | 同 市売布東の町21-22 ダイエー宝塚中山店1階 | 同 年10月1日 |
| よねだ整形外科 | 高砂市阿弥陀町北池35 | 同 |
| たきの眼科クリニック | 加東市上滝野2406 | 同 |
| アルカ滝野薬局 | 同 市上滝野2405 | 同 |
| 西岡内科在宅クリニック | 川辺郡猪名川町伏見台1-1-56 | 同 |



兵庫県告示第953号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、

次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 変更内容 |
|------------|-----------|--------|
| 医療法人社団野津医院 | 芦屋精道町6—10 | 医療機関名称 |

2 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 |
|------------|--------------------------|
| クオール薬局黒田庄店 | 西脇市黒田庄町田高字柳原313—127 |
| 仁川眼科医院 | 宝塚市仁川北2—7—1—202 |
| はるな薬局 | 川西市栄町20—1 バルフローラかわにしウエスト |
| クオール薬局小野店 | 小野市敷地町字ウチダ1382—246 |
| クオール薬局加西店 | 加西市北条町横尾1—13—5 |
| はるな整形外科内科 | 宍粟市山崎町今宿223—16 |
| クオール薬局神崎店 | 神崎郡神河町粟賀町字発田385—11 |



兵庫県告示第954号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 |
|-----------------|---------------------|
| 洲本まさむねデンタルクリニック | 洲本市塩屋1—1—8 イオン洲本店2階 |



兵庫県告示第955号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 指定年月日 |
|--------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 井上整形外科 | 伊丹市西野1—75 | 井上 浩三 | 伊丹市西野1—75 | 平成30年7月1日 |

| | | | | |
|-----------------|-------------------|---------------------|--------------------|-------------|
| すみれ調剤薬局 | 加古川市新神野 5-5 -5 | 有限会社エムエスワイ メディカル | 三木市平井324 | 同 年 8 月 8 日 |
| たんぼぼ調剤薬局寺前 店 | 神崎郡神河町寺前35- 1 | 有限会社クリフ・ファ ーマシー | 多可郡多可町中区曾我 井267 | 同 年10月 1 日 |



兵庫県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 変更内容 |
|-------------------|-------------------|--------------------|--------------|--------|
| そうけん薬局つつみが たき店 | 川西市東多田 2-2- 33 | 有限会社シンクスファ ーマシー | 尼崎市潮江 1-15-3 | 開設者所在地 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------|-------------------------------------|
| クオール薬局黒田庄店 | 西脇市黒田庄町田高字柳原 313-127 | クオール株式会社 | 東京都港区虎ノ門 4-3- 1 城山トラストタワー37 階 |
| アサヒサンククリーン在宅介 護センター高砂 | 高砂市神爪 1-13-16 エ ルムプラザ 1 階B室 | アサヒサンククリーン株式会 社 | 静岡市葵区本通10-8-1 |
| はるな薬局 | 川西市栄町20-1 ベルフ ローラかわにしウエスト | 株式会社グラン・ラフィネ | 大阪市中央区南久宝寺 4- 5-17 |
| クオール薬局小野店 | 小野市敷地町1382-246 | クオール株式会社 | 東京都港区虎ノ門 4-3- 1 城山トラストタワー37 階 |
| クオール薬局加西店 | 加西市北条町横尾 1-13- 5 | 同 上 | 同 上 |
| クオール薬局神崎店 | 神崎郡神河町粟賀町字発田 385-11 | 同 上 | 同 上 |
| 訪問介護事業所高嶺の郷 | 赤穂郡上郡町大持202-2 | 医療法人社団豊寿会 | 赤穂郡上郡町大持202-2 |



兵庫県告示第957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

| 名 称 | 住 所 | 施術所 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|--------------------------------------|-----------|---------------|------------|
| 辻 本 英 人 | 伊丹市高台1-149-49 | つじもと整骨鍼灸院 | 伊丹市高台1-149-49 | 平成30年10月1日 |
| 時 國 嗣 久 | 尼崎市上ノ島町1-3-22 フォレストージュ武庫之荘 207 | おかだ鍼灸整骨院 | 宝塚市売布東の町11-5 | 同 |



兵庫県告示第958号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 彦坂病院
 所 在 地 神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号
 撤 回 年 月 日 平成30年6月30日



兵庫県告示第959号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から16までの医療機関を救急病院と認定した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 彦坂病院
 所 在 地 神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号
 認 定 年 月 日 平成30年7月1日
 認定の有効期限 平成33年6月30日
- 2 名 称 兵庫県災害医療センター
 所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
 認 定 年 月 日 平成30年8月1日
 認定の有効期限 平成33年7月31日
- 3 名 称 神戸赤十字病院
 所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
 認 定 年 月 日 平成30年8月1日
 認定の有効期限 平成33年7月31日
- 4 名 称 社会医療法人榮昌会 吉田病院
 所 在 地 神戸市兵庫区大開通9丁目2番6号
 認 定 年 月 日 平成30年6月17日
 認定の有効期限 平成33年6月16日
- 5 名 称 甲北病院
 所 在 地 神戸市北区有野中町1丁目18番36号
 認 定 年 月 日 平成30年8月17日
 認定の有効期限 平成33年8月16日
- 6 名 称 新須磨病院
 所 在 地 神戸市須磨区衣掛町3丁目1番14号
 認 定 年 月 日 平成30年9月23日
 認定の有効期限 平成33年9月22日

- 7 名 称 医療法人社団董会 伊川谷病院
 所在地 神戸市西区池上2丁目4番地の2
 認定年月日 平成30年8月21日
 認定の有効期限 平成33年8月20日
- 8 名 称 医療法人社団光風会 長久病院
 所在地 姫路市広畑区小松町2丁目66番地1
 認定年月日 平成30年9月1日
 認定の有効期限 平成33年8月31日
- 9 名 称 西宮協立脳神経外科病院
 所在地 西宮市今津山中町11番1号
 認定年月日 平成30年9月16日
 認定の有効期限 平成33年9月15日
- 10 名 称 社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺病院
 所在地 西宮市室川町10番22号
 認定年月日 平成30年9月16日
 認定の有効期限 平成33年9月15日
- 11 名 称 笹生病院
 所在地 西宮市弓場町5番37号
 認定年月日 平成30年9月16日
 認定の有効期限 平成33年9月15日
- 12 名 称 明石回生病院
 所在地 明石市二見町東二見549番地の1
 認定年月日 平成30年7月7日
 認定の有効期限 平成33年7月6日
- 13 名 称 医療法人社団尚仁会 平島病院
 所在地 三田市天神1丁目2番15号
 認定年月日 平成30年7月22日
 認定の有効期限 平成33年7月21日
- 14 名 称 医療法人社団一葉会 佐用共立病院
 所在地 佐用郡佐用町佐用1111番地
 認定年月日 平成30年7月25日
 認定の有効期限 平成33年7月24日
- 15 名 称 医療法人社団天馬会 半田中央病院
 所在地 相生市旭3丁目2番18号
 認定年月日 平成30年3月10日
 認定の有効期限 平成33年3月9日
- 16 名 称 兵庫医科大学ささやま医療センター
 所在地 篠山市黒岡5番地
 認定年月日 平成30年10月1日
 認定の有効期限 平成33年9月30日



兵庫県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

篠山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
小 西 隆 紀

住 所
篠山市魚屋町23番地

| | | | |
|-------|---------|---------------|-------------|
| 同 | 小林 信 男 | 同 | 市和田386番地 |
| 同 | 新家 豊 宏 | 同 | 市小多田569番地 |
| 同 | 波々伯部 保 | 同 | 市殿町136番地 |
| 同 | 小林 典 幸 | 同 | 市和田319番地 |
| 同 | 三原 喜十郎 | 同 | 市佐倉81番地 |
| 同 | 石橋 康 夫 | 同 | 市東沢田14番地 |
| 同 | 大安 昭 男 | 同 | 市東浜谷93番地 |
| 同 | 松本 耕 二 | 同 | 市井ノ上257番地 |
| 同 | 中西 弘 三 | 同 | 市日置 7 番地 |
| 同 | 森田 忠 | 同 | 市川原67番地 |
| 同 | 笠井 満 夫 | 同 | 市藤之木308番地 |
| 同 | 栗野 勝 浩 | 同 | 市細工所156番地 1 |
| 同 | 辻 乙 夫 | 同 | 市草ノ上337番地 |
| 同 | 小林 武 男 | 同 | 市川北新田714番地 |
| 同 | 谷口 功 | 同 | 市東木之部164番地 |
| 同 | 明山 信 弘 | 同 | 市上板井260番地 |
| 同 | 長澤 昌 宏 | 同 | 市乗竹174番地 |
| 同 | 長澤 義 明 | 同 | 市大山下467番地 3 |
| 同 | 井本 照 實 | 同 | 市東吹576番地 |
| 同 | 溝端 了 | 同 | 市西吹343番地 |
| 同 | 杉尾 誠 | 同 | 市宇土522番地 |
| 同 | 檜皮 信 行 | 同 | 市小枕483番地 |
| 監 事 | 中尾 勝 | 同 | 市西木之部369番地 |
| 同 | 堀江 溢 雄 | 同 | 市小立151番地 |
| 同 | 小山 直 樹 | 同 | 市東岡屋408番地 1 |
| 同 | 今井 進 | 同 | 市佐貫谷207番地 |
| 同 | 塚本 逸 男 | 同 | 市野中327番地 3 |
| 就任役員 | | | |
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 | |
| 理 事 | 小西 隆 紀 | 篠山市魚屋町23番地 | |
| 同 | 水口 幸 雄 | 同 市遠方65番地 | |
| 同 | 塚本 幸 隆 | 同 市小多田1594番地 | |
| 同 | 波多野 元 治 | 同 市八上下310番地 | |
| 同 | 西殿 茂 | 同 市奥畑87番地 | |
| 同 | 細見 政 利 | 同 市熊谷128番地 | |
| 同 | 竹見 史 朗 | 同 市黒岡868番地 | |
| 同 | 光山 治 夫 | 同 市矢代621番地 | |
| 同 | 松本 耕 二 | 同 市井ノ上257番地 | |
| 同 | 池本 淳 | 同 市八上上301番地 1 | |
| 同 | 安井 勝 則 | 同 市倉谷306番地 | |
| 同 | 倉掛 英 介 | 同 市本明谷35番地 | |
| 同 | 畑 敏 明 | 同 市西野々971番地 | |
| 同 | 栗野 勝 浩 | 同 市細工所156番地 1 | |
| 同 | 北尾 輝 男 | 同 市小田中358番地 | |
| 同 | 西田 武 司 | 同 市西阪本586番地 | |
| 同 | 谷口 功 | 同 市東木之部164番地 | |
| 同 | 高見 貞 博 | 同 市小坂210番地 | |
| 同 | 岡澤 久 | 同 市打坂348番地 | |
| 同 | 團野 廣 美 | 同 市大山下1020番地 | |
| 同 | 井本 照 實 | 同 市東吹576番地 | |

| | | | |
|-----|---------|---|-------------|
| 同 | 河 南 道 治 | 同 | 市東古佐88番地 |
| 同 | 川 口 良 弘 | 同 | 市北192番地 |
| 同 | 酒 井 俊 彦 | 同 | 市岩崎515番地 |
| 監 事 | 畑 基 樹 | 同 | 市火打岩761番地 1 |
| 同 | 三 浦 哲 成 | 同 | 市奥県守287番地 |
| 同 | 堀 江 溢 雄 | 同 | 市小立151番地 |
| 同 | 大 西 洋 | 同 | 市川北255番地 |
| 同 | 室 垣 武 彦 | 同 | 市谷山629番地 |



兵庫県告示第961号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調査を行った者の名称
加古郡播磨町
- 2 調査を行った期間
平成28年6月から平成30年2月まで
- 3 成果の名称
播磨町野添城2丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
加古郡播磨町野添城2丁目
- 5 認証年月日
平成30年10月23日



兵庫県告示第962号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。
平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称 | 種類 | 品 種 | 名 前 |
|--|----|------|---|
| 加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター | 牛 | 黒毛和種 | 照忠土井、芳悠土井、宮菊城、茂和美波、丸明波、 照立土井、西杉土井、富亀土井、丸池土井、丸石 波、奥虎、丸政土井、茂栄波、丸若土井、西幸土 井、忠隆土井、茂郷波、喜綿、藤彦土井、富塩土 井、山伸土井、忠義土井、喜治、茂錦波、富智土 井、忠岸土井、喜平、山長土井、北菊喜、丸彩土 井、悠哲土井、北菊奥 |
| 朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター | 牛 | 黒毛和種 | 千代藤土井、丸春土井、照和土井、広芳波、忠味 土井、富武士井、喜貴、広茂、蔵福大2 |



兵庫県告示第963号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 キッコーマン食品株式会社高砂工場
 高砂市荒井町新浜1-1-1
 高砂工場長 本 庄 幸 保
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 キッコーマン食品株式会社高砂工場
 高砂市荒井町新浜1-1-1
- (3) 特定施設に関する事項

| | | | |
|--|-------------------------|---------------|------|
| 種 | 類 | 5号口 洗浄施設 | |
| 能 | 力 | 90本/分 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 着手後7日 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 完成後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 8時～16時35分 7時間 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | 7 | 7 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | — | — |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 7 | 7 |
| | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L) | 5 | 5 |
| | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L) | 0.7 | 0.7 |
| | 燐 含 有 量 (単位 mg/L) | 0.16 | 0.16 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 18 | 18 |

備考 既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年11月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第964号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 相 田 聡
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

| | | | |
|--|-------------------------|----------------------|-----|
| 種 | 類 | 63号ホ 廃ガス洗浄施設 | |
| 能 | 力 | 408m ³ /分 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 着手後7日 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 完成後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 24時間連続 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 4~6 | 4~6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 5 | 8 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 7 | 10 |
| | 浮遊物質 量 (単位 mg/L) | 5 | 8 |
| | 窒素含有量 (単位 mg/L) | — | — |
| | 燐含有量 (単位 mg/L) | — | — |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 15 | 15 |

備考 既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年11月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第965号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（座標変換）

2 作業期間

平成30年8月10日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

養父市八鹿町九鹿、八鹿町小佐、大坪、畑、稲津、浅野、十二所、奥米地、大屋町中、大屋町由良、大屋町夏梅、大屋町加保、大屋町宮本及び出合地内



兵庫県告示第966号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量（再設））

2 作業期間

平成30年9月18日から同年10月18日まで

3 作業地域

西宮市門戸岡田町9番12号外地先



兵庫県告示第967号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

平成30年2月5日から同年4月30日まで

3 作業地域

加古川市の一部



兵庫県告示第968号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、太子町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成30年6月25日から同年9月28日まで

3 作業地域

太子町鶴地内



兵庫県告示第969号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

- 西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画公園事業
4.5.301号 御前浜公園
- 3 事業施行期間
平成30年11月6日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
西宮市西波止町地内
 - (2) 使用の部分
西宮市西波止町地内及び同市西波止町地先



兵庫県告示第970号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成30年11月21日から適用する。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

| | | |
|-----------------------------|-------------------|---------|
| 一般社団法人兵庫県 指定自動車教習所協 会 | 兵庫県指定自動車教習所協 会 | 明石市西朝霧丘 |
|-----------------------------|-------------------|---------|

を

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|---------|
| 一般社団法人兵庫県 指定自動車教習所協 会 | 兵庫県指定自動車教習所協 会 | 明石市西朝霧丘 |
| レッドホースコーポ レーション株式会社 | レッドホースコーポレーシ ョン株式会社イーグレ姫路 店 | 姫路市本町 |

に改める。



兵庫県告示第971号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年11月6日

西播磨県民局長 東元良宏

- 1 重要調整池の所在地
宍粟市山崎町高所鍛冶屋谷460番2外34筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|------------------------|-------------|--------|
| 特定非営利活動法人花菖蒲とふるさとづくりの会 | 宍粟市山崎町高所621 | 白谷敏明 |

公 告

平成30年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第4号の規定により、平成30年10月19日に次の者を表彰した。
平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

- 小 野 達 也 姫路市
- 家 現 晶 子 美方郡香美町
- 桂 木 聡 子 神戸市東灘区
- 北 河 修 治 神戸市灘区
- 鈴 木 彰 神戸市西区
- 高 尾 一 人 西宮市
- 中 川 尚 美 西宮市
- 中 尻 扶 神戸市灘区
- 三 島 光一郎 神戸市灘区
- 米 澤 孝 博 芦屋市

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|--------------------|---------------------|
| 西蒲田(4)Ⅱ (102010453) | 姫路市広畑区西蒲田(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月14日(水)から同月28日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室、勝原サービスセンター、林田出張所及び広畑支所

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
- (3) 提出期限
平成30年11月28日(水)まで(当日消印有効)
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県のお考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------------|------------------------|---------------------|
| 江野(2)急 I-2 (110010354) | 豊岡市江野（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 森津(1)（急） I-2 (110010355) | 豊岡市森津（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 福田(2)（急） I-2 (110010356) | 豊岡市福田（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 下陰(2) I-2 (110010357) | 豊岡市下陰（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 中陰(1) I-2 (110010358) | 豊岡市中陰（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 高屋(3) I-2 (110010359) | 豊岡市高屋（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 庄(1) I-2 (110010360) | 豊岡市庄（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙楽寺(4)（急） I-2 (110010361) | 豊岡市妙楽寺、九日市下町（別図8のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 京町(1)（急） I-2 (110010362) | 豊岡市京町、三坂町、山王町（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 三坂町 I-2 (110010363) | 豊岡市三坂町（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 森津(1)（急） I-3 (110010364) | 豊岡市森津（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 三坂第一-2 (110010365) | 豊岡市三坂町（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙楽寺(3) II (110010366) | 豊岡市妙楽寺（別図13のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

（別図1から別図13までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月14日（水）から同月28日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
- (3) 提出期限
平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------------|-------------------|---------------------|
| 太田川右支溪第12 I (210060218) | 豊岡市但東町中山（別図1のとおり） | 土石流 |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年11月14日（水）から同月28日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所但東振興局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第1251号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

蒲田(8)(1)I(102010082)の項中別図82、蒲田(9)(1)I(102010083)の項中別図83、才(1)III(102010164)の項中別図164、大堤川II(202010066)の項中別図232を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月14日(水)から同月28日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室、勝原サービスセンター、林田出張所及び広畑支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成30年11月28日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成18年兵庫県告示第657号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

江野第二(110010008)の項中別図8、江野(2)(急)I(110010010)の項中別図10、森津(1)(急)I(110010024)の項中別図24、栃江第一(110010030)の項中別図30、栃江(4)II(110010031)の項中別図31、福田(2)(急)I(110010035)の項中別図35、福田(1)II(110010037)の項中別図37、下陰(2)I(110010051)の項中別図51、中陰(1)I(110010053)の項中別図53、正法寺(1)I(110010061)の項中別図61、高屋(3)I(110010071)の項中別図71、正法寺(2)I(110010074)の項中別図74、戸牧(3)I(110010075)の項中別図75、戸牧(4)I(110010084)の項中別図84、正法寺II(110010094)の項中別図94を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月14日(水)から同月28日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年11月28日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第520号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

庄(1) I（110010169）の項中別図74を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月14日（水）から同月28日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第616号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

妙楽寺(1)（急） I（110010214）の項中別図2、妙楽寺(4)（急） I（110010219）の項中別図7、京町(1)（急） I（110010279）の項中別図125、三坂町 I（110010281）の項中別図127を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月14日（水）から同月28日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

- (3) 提出期限
平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1132号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
如布(2)Ⅰ（110060164）の項中別図10、赤野Ⅱ（110060185）の項中別図31、奥藤(3)Ⅱ（110060206）の項中別図52、赤花(5)Ⅱ（110060243）の項中別図89、高竜寺川Ⅰ（210060139）の項中別図111、山内川Ⅱ（210060168）の項中別図140、田原川Ⅱ（210060170）の項中別図142、赤花川南奥谷Ⅱ（210060177）の項中別図149、赤花川左支溪第11Ⅱ（210060180）の項中別図152、赤花川左支溪第4Ⅱ（210060193）の項中別図165を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 改正の案の閲覧期間
平成30年11月14日（水）から同月28日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所但東振興局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 蒲田(1)(1) I (102010001) | 姫路市広畑区蒲田(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 蒲田(3)(1) I (102010005) | 姫路市広畑区蒲田(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 蒲田(4)(1) I (102010006) | 姫路市広畑区蒲田(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 蒲田(5)(1) I (102010007) | 姫路市広畑区蒲田(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 西蒲田(2)(1) I (102010029) | 姫路市広畑区西蒲田(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 才(1)(1) I (102010030) | 姫路市広畑区才(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 才(2)(1) I (102010031) | 姫路市広畑区才(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 則直(1) I (102010032) | 姫路市広畑区則直(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 大堤(1) I (102010033) | 姫路市林田町大堤(別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 奥佐見(1)(1) I (102010034) | 姫路市林田町八幡(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 奥佐見(2)(1) I (102010035) | 姫路市林田町奥佐見(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 上構(1) I (102010036) | 姫路市林田町上構(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 上伊勢(1)(1) I (102010037) | 姫路市林田町上伊勢(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 伊勢茶屋(1) I (102010038) | 姫路市林田町下伊勢(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 熊見(1) I (102010044) | 姫路市勝原区熊見(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 山戸(1) I (102010045) | 姫路市勝原区山戸(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 和久(1) I (102010047) | 姫路市網干区和久(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 林田(1)(1) I (102010065) | 姫路市林田町林田(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |

| | | | |
|-----------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 林谷(1) I (102010067) | 姫路市林田町林谷(別図19の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 上伊勢(2)(1) I (102010068) | 姫路市林田町上伊勢(別図20 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 蒲田(6)(1) I (102010080) | 姫路市広畑区蒲田(別図21の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 蒲田(7)(1) I (102010081) | 姫路市広畑区蒲田(別図22の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 蒲田(8)(1) I (102010082) | 姫路市広畑区蒲田(別図23の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 蒲田(9)(1) I (102010083) | 姫路市広畑区蒲田(別図24の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 丁(3)(1) I (102010090) | 姫路市勝原区丁(別図25のと おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 下太田(2)(1) I (102010091) | 姫路市勝原区下太田(別図26 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 蒲田(1)(1) II (102010105) | 姫路市広畑区蒲田(別図27の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 松山(1)(1) II (102010106) | 姫路市林田町松山(別図28の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 松山(2)(1) II (102010107) | 姫路市林田町松山(別図29の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 上山下(1) II (102010108) | 姫路市林田町松山(別図30の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 本山田(1) II (102010109) | 姫路市林田町山田(別図31の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 葛籠谷(1) II (102010110) | 姫路市林田町山田(別図32の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 大堤(1)(1) II (102010111) | 姫路市林田町大堤(別図33の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 大堤(2)(1) II (102010112) | 姫路市林田町大堤(別図34の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 大堤(3)(1) II (102010113) | 姫路市林田町大堤(別図35の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 奥佐見(1)(1) II (102010114) | 姫路市林田町奥佐見(別図36 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 奥佐見(2)(1) II (102010115) | 姫路市林田町奥佐見(別図37 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |

| | | | |
|---------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 奥佐見(3)(1)Ⅱ (102010116) | 姫路市林田町奥佐見(別図38 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 奥佐見(4)(1)Ⅱ (102010117) | 姫路市林田町奥佐見(別図39 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 八幡(1)Ⅱ (102010118) | 姫路市林田町八幡(別図40の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 六九谷(1)(1)Ⅱ (102010119) | 姫路市林田町六九谷(別図41 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 六九谷(2)(1)Ⅱ (102010120) | 姫路市林田町六九谷(別図42 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 六九谷(3)(1)Ⅱ (102010121) | 姫路市林田町六九谷(別図43 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 六九谷(4)(1)Ⅱ (102010122) | 姫路市林田町六九谷(別図44 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 岡本(1)Ⅱ (102010123) | 姫路市林田町口佐見(別図45 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 中構(1)(1)Ⅱ (102010124) | 姫路市林田町中構(別図46の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 上伊勢(1)(1)Ⅱ (102010125) | 姫路市林田町下伊勢(別図47 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 下伊勢(2)(1)Ⅱ (102010126) | 姫路市林田町下伊勢(別図48 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 蒲田(2)(1)Ⅱ (102010140) | 姫路市広畑区蒲田(別図49の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 蒲田(4)(1)Ⅱ (102010142) | 姫路市広畑区蒲田(別図50の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 丁(1)Ⅱ (102010143) | 姫路市勝原区丁(別図51の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 西蒲田(1)(1)Ⅲ (102010148) | 姫路市広畑区西蒲田(別図52 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 西夢前台(1)Ⅲ (102010161) | 姫路市広畑区西蒲田(別図53 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 西蒲田(3)(1)Ⅲ (102010162) | 姫路市広畑区西蒲田(別図54 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 蒲田(1)Ⅲ (102010163) | 姫路市広畑区蒲田(別図55の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 才(1)Ⅲ (102010164) | 姫路市広畑区才(別図56の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |

| | | | |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 熊見(1)Ⅲ (102010165) | 姫路市広畑区京見町(別図57 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 松山(1)Ⅲ (102010366) | 姫路市林田町松山(別図58の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 松山(2)Ⅲ (102010367) | 姫路市林田町松山(別図59の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 本村Ⅲ (102010368) | 姫路市林田町松山(別図60の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 松山(3)Ⅲ (102010369) | 姫路市林田町松山(別図61の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 六九谷(1)Ⅲ (102010372) | 姫路市林田町六九谷(別図62 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 大堤(1)Ⅲ (102010373) | 姫路市林田町大堤(別図63の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 大堤(2)Ⅲ (102010374) | 姫路市林田町大堤(別図64の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 六九谷(2)Ⅲ (102010375) | 姫路市林田町六九谷(別図65 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 上構Ⅲ (102010376) | 姫路市林田町六九谷(別図66 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 下伊勢(1)Ⅲ (102010377) | 姫路市林田町下伊勢(別図67 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 下伊勢(2)Ⅲ (102010378) | 姫路市林田町下伊勢(別図68 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 西蒲田(4)Ⅱ (102010453) | 姫路市広畑区西蒲田(別図69 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 六九谷川Ⅰ (202010003) | 姫路市林田町六九谷(別図70 のとおり) | 土石流 | 別図70のとおり |
| 袋谷Ⅰ (202010005) | 姫路市林田町八幡(別図71の とおり) | 土石流 | 別図71のとおり |
| 六九谷左支溪Ⅰ (202010006) | 姫路市林田町六九谷(別図72 のとおり) | 土石流 | 別図72のとおり |
| 上構Ⅰ (202010009) | 姫路市林田町上構(別図73の とおり) | 土石流 | 別図73のとおり |
| 長林第2Ⅰ (202010010) | 姫路市林田町大堤(別図74の とおり) | 土石流 | 別図74のとおり |
| 柿ヶ谷Ⅰ (202010012) | 姫路市林田町上伊勢(別図75 のとおり) | 土石流 | 別図75のとおり |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|---------|----------|
| 山戸川Ⅰ (202010017) | 姫路市勝原区丁(別図76のと おり) | 土石流 | 別図76のとおり |
| 西蒲田Ⅰ (202010039) | 姫路市広畑区西蒲田(別図77 のとおり) | 土石流 | 別図77のとおり |
| 杉山第2Ⅱ (202010056) | 姫路市林田町松山(別図78の とおり) | 土石流 | 別図78のとおり |
| 松山第4Ⅱ (202010062) | 姫路市林田町松山(別図79の とおり) | 土石流 | 別図79のとおり |
| 大堤川Ⅱ (202010066) | 姫路市林田町大堤(別図80の とおり) | 土石流 | 別図80のとおり |
| 大堤川第2Ⅱ (202010067) | 姫路市林田町大堤(別図81の とおり) | 土石流 | 別図81のとおり |
| 長林Ⅱ (202010069) | 姫路市林田町上伊勢(別図82 のとおり) | 土石流 | 別図82のとおり |
| 堂ヶ谷Ⅱ (202010072) | 姫路市林田町下伊勢(別図83 のとおり) | 土石流 | 別図83のとおり |
| 下伊勢川Ⅱ (202010073) | 姫路市林田町下伊勢(別図84 のとおり) | 土石流 | 別図84のとおり |
| 伊勢南谷Ⅱ (202010074) | 姫路市林田町下伊勢(別図85 のとおり) | 土石流 | 別図85のとおり |
| 伊勢東谷Ⅱ (202010077) | 姫路市林田町下伊勢(別図86 のとおり) | 土石流 | 別図86のとおり |
| 夢前台西Ⅱ (202010082) | 姫路市広畑区西蒲田(別図87 のとおり) | 土石流 | 別図87のとおり |
| 北横内aⅢ (112010019) | 姫路市林田町中構 たつの市神岡町北横内 (別図88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| 和久(1)Ⅱ (102010146) | 姫路市網干区和久 揖保郡太子町糸井 (別図89のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |

(別図1から別図89までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月14日(水)から同月28日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室、勝原サービスセンター、林田出張所及び広畑支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の方針は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 伊賀谷(1)Ⅱ (110010001) | 豊岡市伊賀谷（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 伊賀谷(3)Ⅱ (110010002) | 豊岡市伊賀谷（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 伊賀谷Ⅰ (110010003) | 豊岡市伊賀谷（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 伊賀谷(4)Ⅱ (110010004) | 豊岡市伊賀谷（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 伊賀谷第一 (110010005) | 豊岡市伊賀谷（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 伊賀谷第二 (110010006) | 豊岡市伊賀谷（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 江野第一 (110010007) | 豊岡市江野（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 江野第二 (110010008) | 豊岡市江野（別図8のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 江野(1)Ⅱ (110010009) | 豊岡市江野（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 江野(2)急Ⅰ (110010010) | 豊岡市江野（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 江野(3)Ⅰ (110010014) | 豊岡市江野（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 岩熊(1)Ⅰ (110010015) | 豊岡市岩熊（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 岩熊(2)Ⅰ (110010016) | 豊岡市岩熊（別図13のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |

| | | | |
|----------------------------|-----------------|---------|----------|
| 岩熊第一 (110010017) | 豊岡市岩熊（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 滝第二 (110010021) | 豊岡市滝（別図15のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 滝 I (110010022) | 豊岡市滝（別図16のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 森津(1) (急) I (110010024) | 豊岡市森津（別図17のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 森津第一 (110010025) | 豊岡市森津（別図18のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 森津(2) I (110010026) | 豊岡市森津（別図19のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 森津(3) I (110010027) | 豊岡市森津（別図20のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 栃江(2) II (110010029) | 豊岡市栃江（別図21のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 栃江第一 (110010030) | 豊岡市栃江（別図22のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 栃江(4) II (110010031) | 豊岡市栃江（別図23のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 福田第一 (110010032) | 豊岡市福田（別図24のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 福田第二 (110010033) | 豊岡市福田（別図25のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 福田(2) (急) I (110010035) | 豊岡市福田（別図26のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 福田第三 (110010036) | 豊岡市福田（別図27のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 福田(1) II (110010037) | 豊岡市福田（別図28のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 福田(3) I (110010038) | 豊岡市福田（別図29のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 福田(4) I (110010039) | 豊岡市福田（別図30のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 福田(3) II (110010040) | 豊岡市福田（別図31のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 福田第四 (110010041) | 豊岡市福田（別図32のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |

| | | | |
|-------------------------|------------------|---------|----------|
| 福田第五 (110010042) | 豊岡市福田（別図33のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 福田第六 (110010043) | 豊岡市福田（別図34のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 福田第七 (110010044) | 豊岡市福田（別図35のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 福田第十一 (110010045) | 豊岡市福田（別図36のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 福田第八 (110010046) | 豊岡市福田（別図37のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 福田第九 (110010047) | 豊岡市福田（別図38のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 福田第十 (110010048) | 豊岡市福田（別図39のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 下陰第一 (110010049) | 豊岡市下陰（別図40のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 下陰(1) I (110010050) | 豊岡市下陰（別図41のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 下陰(2) I (110010051) | 豊岡市下陰（別図42のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 下陰(3) I (110010052) | 豊岡市下陰（別図43のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 中陰(1) I (110010053) | 豊岡市中陰（別図44のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 中陰第三 (110010057) | 豊岡市中陰（別図45のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 上陰第一 (110010059) | 豊岡市上陰（別図46のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 正法寺(1) I (110010061) | 豊岡市正法寺（別図47のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 妙楽寺(5) I (110010062) | 豊岡市妙楽寺（別図48のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 高屋第一 (110010065) | 豊岡市高屋（別図49のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 高屋第二 (110010066) | 豊岡市高屋（別図50のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 高屋第三 (110010068) | 豊岡市高屋（別図51のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |

| | | | |
|------------------------|------------------|---------|----------|
| 高屋第四 (110010069) | 豊岡市高屋（別図52のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 高屋Ⅱ (110010070) | 豊岡市高屋（別図53のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 高屋(3)Ⅰ (110010071) | 豊岡市高屋（別図54のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 戸牧(1)Ⅰ (110010073) | 豊岡市戸牧（別図55のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 正法寺(2)Ⅰ (110010074) | 豊岡市戸牧（別図56のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 戸牧(3)Ⅰ (110010075) | 豊岡市戸牧（別図57のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 戸牧(1)Ⅱ (110010076) | 豊岡市戸牧（別図58のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 戸牧(2)Ⅰ (110010078) | 豊岡市戸牧（別図59のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 戸牧第二 (110010079) | 豊岡市戸牧（別図60のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 戸牧第三 (110010080) | 豊岡市戸牧（別図61のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 戸牧(2)Ⅱ (110010082) | 豊岡市戸牧（別図62のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 戸牧第五 (110010083) | 豊岡市戸牧（別図63のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 戸牧(4)Ⅰ (110010084) | 豊岡市戸牧（別図64のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 戸牧第六 (110010086) | 豊岡市戸牧（別図65のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 戸牧第十一 (110010091) | 豊岡市戸牧（別図66のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 戸牧第十二 (110010092) | 豊岡市戸牧（別図67のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 戸牧第十三 (110010093) | 豊岡市戸牧（別図68のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 正法寺Ⅱ (110010094) | 豊岡市正法寺（別図69のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 宮井(1)Ⅰ (110010158) | 豊岡市宮井（別図70のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 宮井(2) I (110010159) | 豊岡市宮井 (別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 宮井第一 (110010160) | 豊岡市宮井 (別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 宮井(1) II (110010161) | 豊岡市宮井 (別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 宮井(2) II (110010162) | 豊岡市宮井 (別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 宮井(3) II (110010163) | 豊岡市宮井 (別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 宮井第二 (110010164) | 豊岡市宮井 (別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 野垣 I (110010165) | 豊岡市野垣 (別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 庄(1) I (110010169) | 豊岡市庄 (別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 庄第一 (110010170) | 豊岡市庄 (別図79のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 庄第二 (110010171) | 豊岡市庄 (別図80のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 庄 II (110010172) | 豊岡市庄 (別図81のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 庄(2) I (110010173) | 豊岡市吉井・野垣 (別図82のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
| 妙楽寺第一 (110010213) | 豊岡市妙楽寺 (別図83のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり |
| 妙楽寺(2) II (110010215) | 豊岡市妙楽寺 (別図84のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり |
| 妙楽寺第二 (110010216) | 豊岡市妙楽寺 (別図85のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり |
| 妙楽寺(4) (急) I (110010219) | 豊岡市妙楽寺 (別図86のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり |
| 妙楽寺(7) I (110010221) | 豊岡市妙楽寺 (別図87のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり |
| 妙楽寺(8) I (110010222) | 豊岡市中ノ町、妙楽寺 (別図88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| 九日市上町(1) II (110010223) | 豊岡市上ノ町、中ノ町 (別図89のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |

| | | | |
|----------------------------|-----------------------|---------|-----------|
| 上ノ町第一 (110010224) | 豊岡市上ノ町 (別図90のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり |
| 九日市上町(2) II (110010225) | 豊岡市上ノ町 (別図91のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり |
| 九日市上町 I (110010226) | 豊岡市上ノ町 (別図92のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり |
| 佐野(2) I (110010227) | 豊岡市上ノ町 (別図93のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり |
| 三坂第二 (110010273) | 豊岡市三坂 (別図94のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり |
| 西本第一 (110010276) | 豊岡市西本 (別図95のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり |
| 西本第二 (110010277) | 豊岡市西本 (別図96のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり |
| 西本第三 (110010278) | 豊岡市西本 (別図97のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり |
| 京町(1) (急) I (110010279) | 豊岡市三坂、西本、本 (別図98のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり |
| 京町(2) I (110010280) | 豊岡市三坂、本 (別図99のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり |
| 三坂町 I (110010281) | 豊岡市三坂、駅前 (別図100のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図100のとおり |
| 三坂第一 (110010282) | 豊岡市三坂 (別図101のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図101のとおり |
| 妙楽寺(3) II (110010366) | 豊岡市妙楽寺 (別図102のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図102のとおり |
| 伊賀谷第一 (210010003) | 豊岡市伊賀谷 (別図103のとおり) | 土石流 | 別図103のとおり |
| 滝川 I (210010012) | 豊岡市滝 (別図104のとおり) | 土石流 | 別図104のとおり |
| 上陰東谷 I (210010023) | 豊岡市上陰 (別図105のとおり) | 土石流 | 別図105のとおり |
| 左支溪第五 I (210010035) | 豊岡市戸牧 (別図106のとおり) | 土石流 | 別図106のとおり |
| 戸牧第五 (210010043) | 豊岡市戸牧 (別図107のとおり) | 土石流 | 別図107のとおり |
| 戸牧第六 (210010044) | 豊岡市戸牧 (別図108のとおり) | 土石流 | 別図108のとおり |

| | | | |
|------------------------|-------------------|-----|-----------|
| 溝谷川Ⅱ (210010081) | 豊岡市宮井（別図109のとおり） | 土石流 | 別図109のとおり |
| 宮井川Ⅰ (210010085) | 豊岡市宮井（別図110のとおり） | 土石流 | 別図110のとおり |
| 深谷川(1)Ⅰ (210010098) | 豊岡市吉井（別図111のとおり） | 土石流 | 別図111のとおり |
| 大谷Ⅱ (210010152) | 豊岡市上ノ町（別図112のとおり） | 土石流 | 別図112のとおり |

（別図 1 から別図112までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月14日（水）から同月28日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 安良Ⅱ (110050110) | 豊岡市出石町安良（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 片間Ⅱ (110050120) | 豊岡市出石町片間（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 三木(1)Ⅱ (110050121) | 豊岡市出石町三木（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |

| | | | |
|--------------------------|--------------------|---------|----------|
| 三木(2)Ⅱ (110050122) | 豊岡市出石町三木(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 三木(3)Ⅱ (110050123) | 豊岡市出石町三木(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 三木(1)Ⅰ (110050124) | 豊岡市出石町三木(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 三木(2)Ⅰ (110050125) | 豊岡市出石町三木(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 三木(4)Ⅱ (110050126) | 豊岡市出石町大谷(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 大谷Ⅰ (110050128) | 豊岡市出石町大谷(別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 丸中Ⅱ (110050129) | 豊岡市出石町丸中(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 丸中Ⅰ (110050130) | 豊岡市出石町丸中(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 森井Ⅰ (110050131) | 豊岡市出石町森井(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 森井Ⅱ (110050132) | 豊岡市出石町森井(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 鳥居(2)Ⅰ (110050134) | 豊岡市出石町鳥居(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 倉見第二 (110010157) | 豊岡市倉見(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 加陽第一 (110010251) | 豊岡市加陽(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 加陽第二 (110010252) | 豊岡市加陽(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 加陽第三 (110010253) | 豊岡市加陽(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 加陽第四 (110010254) | 豊岡市加陽(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 三木川左支溪第二Ⅰ (210050098) | 豊岡市出石町三木(別図20のとおり) | 土石流 | 別図20のとおり |
| 大谷川Ⅰ (210050102) | 豊岡市出石町大谷(別図21のとおり) | 土石流 | 別図21のとおり |

(別図1から別図21までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月14日(水)から同月28日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所出石振興局

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
- (3) 提出期限
平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 口藤 I (110060155) | 豊岡市但東町口藤（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 奥藤(1) I (110060156) | 豊岡市但東町奥藤（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 奥藤(2) I (110060157) | 豊岡市但東町奥藤（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 太田(1) I (110060158) | 豊岡市但東町太田（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 中山 I (110060161) | 豊岡市但東町中山（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 如布(2) I (110060164) | 豊岡市但東町中山（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 畑山 I (110060166) | 豊岡市但東町畑山（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 坂津(1) I (110060167) | 豊岡市但東町坂津（別図8のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 木村(1) II (110060169) | 豊岡市但東町木村（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 木村(2) II (110060170) | 豊岡市但東町木村（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |

| | | | |
|------------------------|--------------------|---------|----------|
| 東里(1)Ⅱ (110060171) | 豊岡市但東町東里(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 東里(2)Ⅱ (110060172) | 豊岡市但東町東里(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 東里(4)Ⅱ (110060174) | 豊岡市但東町東里(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 畑山(4)Ⅱ (110060175) | 豊岡市但東町畑山(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 宮本Ⅱ (110060176) | 豊岡市但東町畑山(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 如布Ⅱ (110060177) | 豊岡市但東町中山(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 中山Ⅱ (110060178) | 豊岡市但東町中山(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 畑山(2)Ⅱ (110060180) | 豊岡市但東町畑山(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 畑山(3)Ⅱ (110060181) | 豊岡市但東町畑山(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 坂野(1)Ⅱ (110060182) | 豊岡市但東町坂野(別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 坂野(2)Ⅱ (110060183) | 豊岡市但東町坂野(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 赤野Ⅱ (110060185) | 豊岡市但東町中山(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 中山(2)Ⅱ (110060186) | 豊岡市但東町中山(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 虫生(2)Ⅱ (110060187) | 豊岡市但東町虫生(別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 虫生(3)Ⅱ (110060188) | 豊岡市但東町虫生(別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 虫生(4)Ⅱ (110060189) | 豊岡市但東町虫生(別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 虫生(1)Ⅱ (110060191) | 豊岡市但東町虫生(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 谷虫生(1)Ⅱ (110060192) | 豊岡市但東町虫生(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 谷虫生(2)Ⅱ (110060193) | 豊岡市但東町虫生(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |

| | | | |
|------------------------|------------------------|---------|----------|
| 口藤Ⅱ (110060195) | 豊岡市但東町口藤（別図30の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 中藤(1)Ⅱ (110060196) | 豊岡市但東町中藤（別図31の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 中藤(2)Ⅱ (110060197) | 豊岡市但東町中藤（別図32の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 中藤(3)Ⅱ (110060198) | 豊岡市但東町中藤（別図33の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 中藤(4)Ⅱ (110060199) | 豊岡市但東町中藤（別図34の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 中藤(5)Ⅱ (110060200) | 豊岡市但東町中藤（別図35の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 中藤(7)Ⅱ (110060202) | 豊岡市但東町中藤（別図36の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 中藤(8)Ⅱ (110060203) | 豊岡市但東町中藤（別図37の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 奥藤(1)Ⅱ (110060204) | 豊岡市但東町奥藤（別図38の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 奥藤(2)Ⅱ (110060205) | 豊岡市但東町奥藤（別図39の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 奥藤(3)Ⅱ (110060206) | 豊岡市但東町奥藤（別図40の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 奥藤(4)Ⅱ (110060207) | 豊岡市但東町奥藤（別図41の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 奥藤(5)Ⅱ (110060208) | 豊岡市但東町奥藤（別図42の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 奥藤(6)Ⅱ (110060209) | 豊岡市但東町奥藤（別図43の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 奥藤(7)Ⅱ (110060210) | 豊岡市但東町奥藤（別図44の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 奥藤(8)Ⅱ (110060211) | 豊岡市但東町奥藤（別図45の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 奥藤(9)Ⅱ (110060212) | 豊岡市但東町奥藤（別図46の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 奥藤(10)Ⅱ (110060213) | 豊岡市但東町奥藤（別図47の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 奥藤(11)Ⅱ (110060214) | 豊岡市但東町奥藤（別図48の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |

| | | | |
|------------------------|--------------------|---------|----------|
| 主計(1)Ⅱ (110060215) | 豊岡市但東町赤花(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 主計(2)Ⅱ (110060216) | 豊岡市但東町赤花(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 赤花(3)Ⅱ (110060217) | 豊岡市但東町赤花(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 坂津(2)Ⅱ (110060218) | 豊岡市但東町坂津(別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 坂津(3)Ⅱ (110060219) | 豊岡市但東町坂津(別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 坂津(4)Ⅱ (110060220) | 豊岡市但東町坂津(別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 坂津(1)Ⅱ (110060221) | 豊岡市但東町坂津(別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 日場(1)Ⅱ (110060222) | 豊岡市但東町赤花(別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 日場(2)Ⅱ (110060223) | 豊岡市但東町赤花(別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 日場(3)Ⅱ (110060224) | 豊岡市但東町赤花(別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 日場(4)Ⅱ (110060225) | 豊岡市但東町赤花(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 日場(5)Ⅱ (110060226) | 豊岡市但東町赤花(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 日場(7)Ⅱ (110060228) | 豊岡市但東町赤花(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 日場(8)Ⅱ (110060229) | 豊岡市但東町赤花(別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 日場(10)Ⅱ (110060231) | 豊岡市但東町赤花(別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 日場(12)Ⅱ (110060233) | 豊岡市但東町赤花(別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 日場(13)Ⅱ (110060234) | 豊岡市但東町赤花(別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 日場(14)Ⅱ (110060235) | 豊岡市但東町赤花(別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 赤花(1)Ⅱ (110060236) | 豊岡市但東町赤花(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---------|----------|
| 赤花(2)Ⅱ (110060237) | 豊岡市但東町赤花(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 菅谷(1)Ⅱ (110060238) | 豊岡市但東町赤花(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 菅谷(2)Ⅱ (110060239) | 豊岡市但東町赤花(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 菅谷(3)Ⅱ (110060240) | 豊岡市但東町赤花(別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 菅谷(4)Ⅱ (110060241) | 豊岡市但東町赤花(別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 赤花(4)Ⅱ (110060242) | 豊岡市但東町赤花(別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 赤花(5)Ⅱ (110060243) | 豊岡市但東町赤花(別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 峠谷川Ⅰ (210060134) | 豊岡市但東町東里(別図75のとおり) | 土石流 | 別図75のとおり |
| 高竜寺川Ⅰ (210060139) | 豊岡市但東町高竜寺(別図76のとおり) | 土石流 | 別図76のとおり |
| 太田川左支溪第3Ⅰ (210060146) | 豊岡市但東町中山(別図77のとおり) | 土石流 | 別図77のとおり |
| 水谷Ⅰ (210060150) | 豊岡市但東町赤花(別図78のとおり) | 土石流 | 別図78のとおり |
| 太田川右支溪第9Ⅱ (210060161) | 豊岡市但東町虫生(別図79のとおり) | 土石流 | 別図79のとおり |
| 奥藤南上谷Ⅱ (210060167) | 豊岡市但東町奥藤(別図80のとおり) | 土石流 | 別図80のとおり |
| 山内川Ⅱ (210060168) | 豊岡市但東町奥藤(別図81のとおり) | 土石流 | 別図81のとおり |
| 田原川Ⅱ (210060170) | 豊岡市但東町虫生(別図82のとおり) | 土石流 | 別図82のとおり |
| 畑山北上谷Ⅱ (210060172) | 豊岡市但東町畑山(別図83のとおり) | 土石流 | 別図83のとおり |
| 赤花川右支溪第1Ⅱ (210060173) | 豊岡市但東町赤花(別図84のとおり) | 土石流 | 別図84のとおり |
| 赤花川北谷Ⅱ (210060174) | 豊岡市但東町赤花(別図85のとおり) | 土石流 | 別図85のとおり |
| 赤花川Ⅱ (210060176) | 豊岡市但東町赤花(別図86のとおり) | 土石流 | 別図86のとおり |

| | | | |
|---------------------------|------------------------|-----|----------|
| 赤花川南奥谷Ⅱ (210060177) | 豊岡市但東町赤花（別図87の とおり） | 土石流 | 別図87のとおり |
| 赤花川南中谷Ⅱ (210060178) | 豊岡市但東町赤花（別図88の とおり） | 土石流 | 別図88のとおり |
| 赤花川南下谷Ⅱ (210060179) | 豊岡市但東町赤花（別図89の とおり） | 土石流 | 別図89のとおり |
| 赤花川左支溪第11Ⅱ (210060180) | 豊岡市但東町赤花（別図90の とおり） | 土石流 | 別図90のとおり |
| 赤花川左支溪第5Ⅱ (210060191) | 豊岡市但東町赤花（別図91の とおり） | 土石流 | 別図91のとおり |
| 赤花川左支溪第4Ⅱ (210060193) | 豊岡市但東町赤花（別図92の とおり） | 土石流 | 別図92のとおり |
| 寺谷Ⅱ (210060194) | 豊岡市但東町赤花（別図93の とおり） | 土石流 | 別図93のとおり |
| 赤花川左支溪第3Ⅱ (210060196) | 豊岡市但東町赤花（別図94の とおり） | 土石流 | 別図94のとおり |
| 赤花Ⅱ (210060197) | 豊岡市但東町赤花（別図95の とおり） | 土石流 | 別図95のとおり |
| 丸垣川 (210060205) | 豊岡市但東町奥藤（別図96の とおり） | 土石流 | 別図96のとおり |

（別図1から別図96までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年11月14日（水）から同月28日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所但東振興局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
平成30年11月28日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合太子ホープタウン
所在地 揖保郡太子町鶴1318番地

2 法第8条第1項の規定により太子町から聴取した意見の概要

騒音レベルの予測結果は基準の範囲内となっているが、設備、荷さばき施設及び駐車場から発生する騒音について、周辺住民からの苦情等が発生することのないよう、定期的な会議や保守点検により発生の防止に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年11月6日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町塩市字明田130番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号
シティハウス株式会社 代表取締役 土井将樹

3 許可年月日及び許可番号

平成30年6月1日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-29-2号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市阿弥陀町北池字庄境30番から32番まで、33番1から33番3まで、34番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

3 許可年月日及び許可番号

平成30年6月6日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-7号（30高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町蓮常寺字一ノ宮99番1、100番1、99番1地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市中地南町82番地の1
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年9月10日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-28-2号（29太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町東保字東川286番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東保295番地
小 野 美代子
小 野 展 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年6月26日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-9号（30太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南あわじ市賀集八幡字岡西365番2の一部、373番1、373番4、373番7、373番8、374番1、374番3、377番1、377番2、378番1、378番2、379番1、381番2、382番2、382番3、393番3、393番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤 田 勝 幸
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年7月10日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-1-2号（30南あわじ）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
教育情報ネットワーク情報セキュリティ対策機器 一式
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限

平成31年1月31日（木）

(4) 納入場所

兵庫県庁サーバー室及び外部データセンター（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 吉岡

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年11月6日（火）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成30年12月17日（月）午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年12月14日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成30年11月6日（火）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年11月20日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成30年12月10日（月）午後5時から同月17日（月）午前11時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次によ

り必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年11月7日（水）から同年12月3日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年11月7日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年11月20日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年12月10日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月13日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年1月7日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

た者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成30年11月6日(火)から同月12日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 小路

電話 (0796) 26-3607 F A X (0796) 24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成30年11月6日(火)から同月12日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年11月19日(月)午後2時

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室(豊岡市幸町7-11)

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年11月16日(金)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、平成30年11月16日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成30年11月16日(金)以前の任意の日を開始日とし、同月30日(金)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年11月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

但馬県民局長 古川 直行

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

但馬県民局養父土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・1トン袋入・単価契約） 予定数量
890トン

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（1トン袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成30年11月6日（火）から同月12日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 小路

電話 (0796) 26-3607 F A X (0796) 24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成30年11月6日（火）から同月12日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年11月19日（月）午後2時10分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室（豊岡市幸町7-11）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年11月16日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、平成30年11月16日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代え

て提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成30年11月16日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月30日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年11月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

但馬県民局長 古川直行

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

但馬県民局新温泉土木事務所管内凍結防止剤購入(塩化ナトリウム・500キログラム袋入・単価契約) 予定数量510トン

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価(500キログラム袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。)について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成30年11月6日(火)から同月12日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 小路

電話 (0796) 26-3607 F A X (0796) 24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成30年11月6日(火)から同月12日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年11月19日(月)午後2時20分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室(豊岡市幸町7-11)

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年11月16日(金)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札金額の100の5以上の額を、平成30年11月16日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成30年11月16日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月30日（金）以降の任意の日を終了日とすること。  
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
- (3) 契約保証金  
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。  
ウ 契約金額が200万円以下であるとき。
- (4) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年11月30日（金）までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。  
キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約当事者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。



~~~~~  
入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

但馬県民局長 古川直行

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

但馬県民局新温泉土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・1トン袋入・単価契約） 予定数量310トン

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（1トン袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付す。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成30年11月6日（火）から同月12日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 小路

電話 (0796) 26-3607 FAX (0796) 24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成30年11月6日（火）から同月12日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年11月19日（月）午後2時30分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室（豊岡市幸町7—11）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年11月16日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を、平成30年11月16日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成30年11月16日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月30日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年11月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
兵庫県教育情報ネットワークシステムの情報セキュリティ対策システム等構築委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 納入期限
平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所
兵庫県庁サーバー室、兵庫県立教育研修所及び外部データセンター（詳細は仕様書のとおり）
- (5) 応募方法
単独企業又は企業グループによるものとする。
- (6) 入札方法
上記(1)の業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書の提出場所

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館10階

兵庫県教育委員会事務局 教育企画課 担当 米谷、中森

電話 (078) 362-3779 内線5646 F A X (078) 362-4283

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年11月6日(火)から同月20日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札の日時

平成30年12月17日(月)午前10時 兵庫県庁3号館10階教育委員会室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(簡易書留に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成30年12月14日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年11月7日(水)から同年12月3日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様書との適合性を確認できる書類

エ 提出方法

持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年12月10日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月13日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年1月7日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した業務を確実に遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of the head of the procuring entity:
Mitsuru Nishiue, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the required service:
Construction of the information security system for Hyogo Prefecture's educational information network system and related services
- (3) Delivery period: March 29, 2019
- (4) Delivery location:
Hyogo Prefectural Government Office Server Room, Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-Service Training, and external data centers (Details are described in the specification)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 20, 2018
- (6) Deadline for tender:
10:00 December 17, 2018 by direct delivery
17:00 December 14, 2018 by mail
- (7) Persons to contact concerning the notice:
Mr. Yonetani and Mr. Nakamori, Educational Planning Division, Hyogo Prefectural Board of Education
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)362-3779 (Direct)



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月 6日

契約担当者
兵庫県教育長 西 上 三 鶴

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
兵庫県教育情報ネットワークシステムの情報資産管理システム等構築委託
- (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 納入期限

平成31年3月29日（金）

(4) 納入場所

外部データセンター（詳細は仕様書のとおり）

(5) 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

(6) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書の提出場所

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館10階
兵庫県教育委員会事務局 教育企画課 担当 米谷、中森
電話 (078) 362-3779 内線5646 F A X (078) 362-4283

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年11月6日（火）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札の日時

平成30年12月17日（月）午前11時 兵庫県庁3号館10階教育委員会室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（簡易書留に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年12月14日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年11月7日（水）から同年12月3日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

- イ 受付場所
前記3(1)に同じ。
- ウ 提出書類
仕様書との適合性を確認できる書類
- エ 提出方法
持参又はFAXにより提出すること。
- オ 確認の結果
平成30年12月10日(月)午後5時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月13日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。
- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年1月7日(月)までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した業務を確実に遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書の提出場所

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館10階
兵庫県教育委員会事務局 教育企画課 担当 米谷、中森
電話 (078) 362-3779 内線5646 F A X (078) 362-4283

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年11月6日（火）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札の日時

平成30年12月17日（月）午後2時 兵庫県庁3号館10階教育委員会室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（簡易書留に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年12月14日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年11月7日（水）から同年12月3日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様書との適合性を確認できる書類

エ 提出方法

持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年12月10日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月13日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

て提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年1月7日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を確実に遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Mitsuru Nishiue, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the required service:

Construction of the groupware system for Hyogo Prefecture's educational information network system and related services

(3) Delivery period: March 29, 2019

(4) Delivery location:

External data centers (Details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 20, 2018

(6) Deadline for tender:

14:00 December 17, 2018 by direct delivery

17:00 December 14, 2018 by mail

(7) Persons to contact concerning the notice:

Mr. Yonetani and Mr. Nakamori, Educational Planning Division, Hyogo Prefectural Board of Education

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)362-3779 (Direct)

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

兵庫県教育長 西上三鶴

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

兵庫県教育情報ネットワークシステムのストレージシステム等構築委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 納入期限

平成31年3月29日（金）

(4) 納入場所

外部データセンター（詳細は仕様書のとおり）

(5) 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

(6) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書の提出場所

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館10階
兵庫県教育委員会事務局 教育企画課 担当 米谷、中森
電話 (078) 362-3779 内線5646 F A X (078) 362-4283

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年11月6日（火）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札の日時

平成30年12月17日（月）午後3時 兵庫県庁3号館10階教育委員会室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（簡易書留に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業

者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年12月14日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年11月7日（水）から同年12月3日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様書との適合性を確認できる書類

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年12月10日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月13日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年1月7日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した業務を確実に遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of the head of the procuring entity:
Mitsuru Nishiue, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the required service:
Construction of the storage system for Hyogo Prefecture's educational information network system and related services
- (3) Delivery period: March 29, 2019
- (4) Delivery location:
External data centers (Details are described in the specification)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 20, 2018
- (6) Deadline for tender:
15:00 December 17, 2018 by direct delivery
17:00 December 14, 2018 by mail
- (7) Persons to contact concerning the notice:
Mr. Yonetani and Mr. Nakamori, Educational Planning Division, Hyogo Prefectural Board of Education
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)362-3779 (Direct)

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

- (1) 件名
免許台帳ファイリングシステム賃貸借
- (2) 契約期間
平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで
- (3) 履行場所及び仕様
入札説明書による。
- (4) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の

日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 水野

電話 (078) 341-7441 内線2253

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成30年11月6日（火）から同年11月20日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年12月11日（火）午前10時15分 兵庫県警察本部4階入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年12月10日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月10日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成30年11月20日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年12月18日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記 1 (1) の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Driver's license ledger filing system

(3) Lease period:

March 1, 2019 through February 29, 2024

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 November 20, 2018

(6) Deadline for tender:

17:00 December 10, 2018 by mail

10:15 December 11, 2018 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Ayako Mizuno, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2253



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

(1) 件名

よう撃捜査支援装置（映像伝送型）賃貸借

(2) 契約期間

平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見
電話 (078) 341-7441 内線2273

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成30年11月6日（火）から平成30年11月20日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成30年12月11日（火）午前10時30分 兵庫県警察本部4階入札室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年12月10日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月10日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
免除

- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成30年11月20日（火）までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年12月18日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Intercept investigation support system(Transferring pictures) 10 sets (leasing contract)

(3) Lease period:

From March 1, 2019 through February 29, 2024

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 November 20, 2018

(6) Deadline for tender:

17:00 December 10, 2018 by mail

10:30 December 11, 2018 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Aki Asami, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273